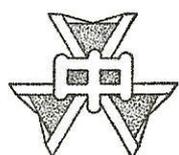
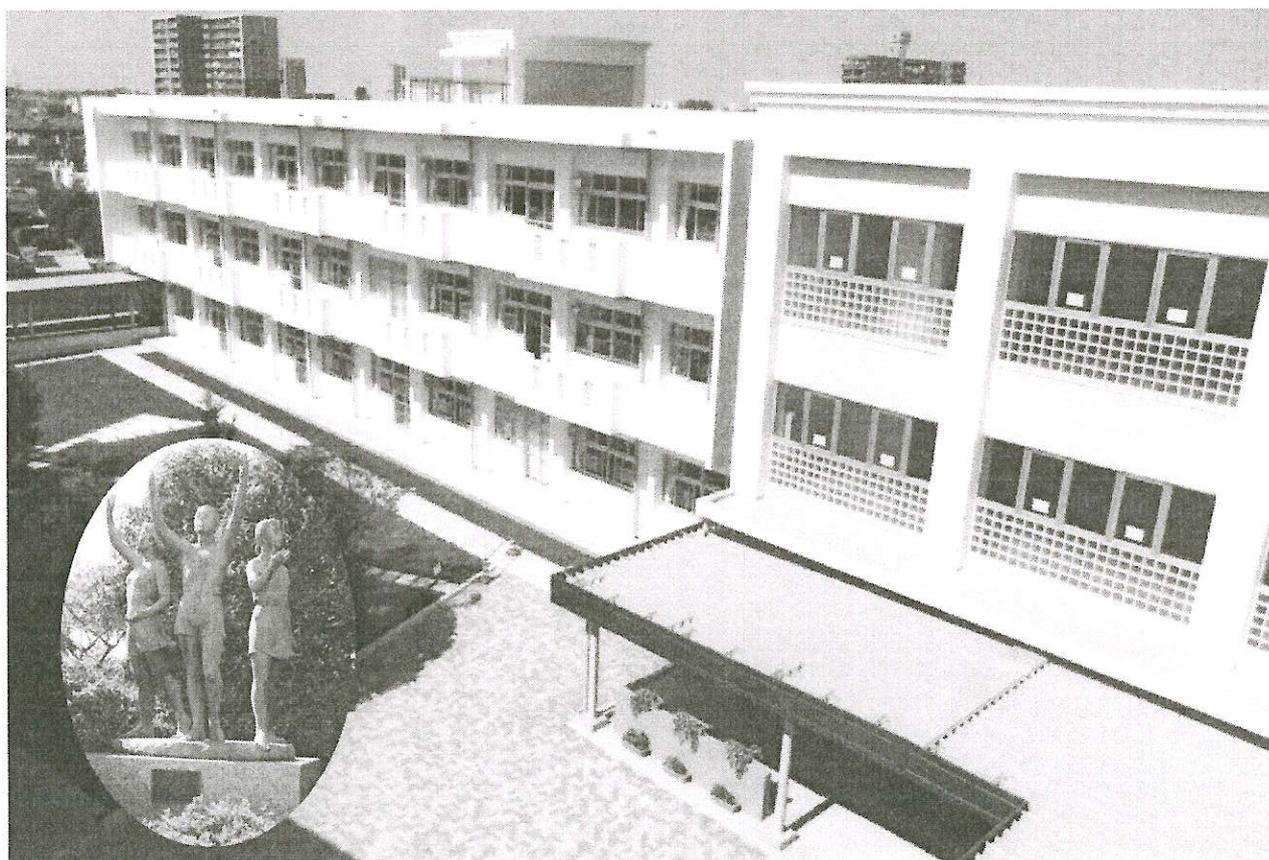




PTA会則



鴻巣市立吹上中学校PTA

吹上中学校 P T A会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は鴻巣市立吹上中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目的と事業

第 2 条 本会は、学校と家庭と社会とが相互に緊密に提携して、生徒の心身の健やかな発達に努めると共に、民主教育に対する理解を深め、会員の教養と親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 生徒の知識技能を磨き身体を強健にし、中学生としての品位を高めるに必要なこと。
2. 会員の教養を高めるに必要なこと。
3. 生徒・教職員並びに会員の研究及び厚生に関すること。
4. 教育的環境を整え設備の充実を図るに必要なこと。
5. 生徒の教育並びに福祉の増進を図るため、他の団体及び機関と連絡協力すること。
6. 部活動の育成に関すること。
7. その他、本会の目的達成に必要と認められること。

第 3 章 会 員

第 4 条 本会の会員は吹上中学校生徒の保護者及び同校教職員並びに P T A 会長から委託を受けたものとし、全ての会員は平等の権利と義務を有する。ただし、選挙権・被選挙権・議決権及び会議の定足数並びに会費については世帯単位とする。なお、会長から委託を受けた者の会費は免除する。

第 4 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 4名（1名は学校代表とする）ただし必要に応じて増員することができる。

幹 事 2名（1名は学校代表とする）ただし必要に応じて兼務することができる。

書 記 2名

会 計 3名（1名は学校代表とする）

（学校代表を除く上記役員をもって執行部を構成する）

理 事 （1）学年理事 若干名

（2）学校職員 全 員

監 事 2名

鴻巣市 P T A 連合会出向役員 若干名

- 第 6 条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。
1. 執行部・監事は、別に定める候補者指名委員会の推薦により、総会の議決を経て選出される。
 2. 学年理事は学年会員の互選とする。
- 第 7 条 役員任期は満 1 年とする。ただし再選も妨げない。なお、欠員が生じたときは、執行部・監事は第 9 条に定める運営委員会で審議し、理事はその選出母体において後任を選出する。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 役員任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を助け、会長事故あるときは代理する。
 3. 理事は会務の審議にあたり、これを執行する。
 4. 監事は会計を監査し総会において報告する。
 5. 幹事は会の庶務を総括する。
 6. 書記は会の記録にあたる。
 7. 会計は本会の財務を担当し、会計の処理にあたる。
 8. 鴻巣市 P T A 連合会出向役員は、鴻巣市 P T A 連合会との調整事務にあたる。

第 5 章 会 議

- 第 9 条 会議は総会・運営委員会・理事会及び監事会とし、会長が招集する。
- 第 10 条 会議の開催・議決等については次のとおりとする。
1. 総会は年度の当初に開催し、本会の予算・決算・事業計画及び役員並びに会則改正について審議・決議する。
 2. 総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席により成立する。(委任状を含む)
 3. 会長・運営委員会が必要と認めたととき並びに会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
 4. 運営委員会・理事会及び監事会は必要に応じて開催することができる。
 5. 議案は出席会員の過半数にて議決する。
- 第 11 条 校長は学校管理上、総ての会議に出席して意見を述べるができる。

第 6 章 運 営

- 第 12 条 本会を運営するため次の部を置く。理事はいずれかの部に属し、執行部と共に会の運営にあたる。
- ・ 広 報 部 …… 広報誌の発行及び会の広報活動。
 - ・ 1・2 年学年部 …… 生徒の健全育成及び学校環境整備に関する活動。
 - ・ 3 年学年部 …… 生徒の健全育成及び卒業に関する活動。

1. 執行部は、本会運営のための基本案等を企画立案する。
2. 各部に部長・副部長及び学校代表と執行部の担当各1名を置く。
3. 部長・副部長は理事の互選とし、会長の承認を得るものとする。
4. 執行部・各部の正副部長・学校代表の副会長・幹事・会計をもって運営委員会を組織する。運営委員会は会の運営について協議する。
5. 各部会は部長が招集する。

第 7 章 会 計

第 13 条 本会の経費は会費及び寄付金等の収入をもってあてる。

第 14 条 会費は1世帯について月額400円とし、年額を一括して5月に納入する。ただし年度途中の入退会については、入会の属する月から又は退会の属する月までの月額を納入する。

第 15 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 章 帳 簿

第 16 条 本会に次の帳簿を備える。
会員名簿、会計簿、文書記録簿、その他

第 9 章 顧 問

第 17 条 本会に顧問若干名を置くことができ、前・元会長を会長が委嘱する。

第 10 章 会則の改廃等

第 18 条 本会則の改廃は、総会の議決を経て行うことができる。

第 19 条 会務を執行するために必要な内規は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第 11 章 個人情報の保護

第 20 条 本会は、鴻巣市立吹上中学校個人情報取扱規則に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、適正に個人情報を取り扱うとともに、個人の権利利益の侵害の防止に努めるものとする。また、役員は任期中に知り得た個人情報等を漏らしてはならない。役員でなくなった後も、また、同様とする。

細 則

第 1 章 役員を選出等

第 1 条 会則第5条に規定する役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 執行部・監事を選出は候補者指名委員会（以下、指名委員会という）が行う。
 - (1) 指名委員会の構成
 - ・学校代表を除く運営委員の中から互選により選出する。
 - ・学校教職員の中から校長推薦により1名選出する。
 - (2) 指名委員会には、委員の互選により委員長・書記の各1名を置く。
 - (3) 指名委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでは会長が招集する。
 - (4) 指名委員会は、会員の意見等を十分に考慮のうえ協議し、候補者を選出して内諾を得る。選出した候補者は、運営委員会の承認を経て総会に推薦する。
 - (5) 平成28年4月1日より、監事は前副会長、前書記、前会計、前P連出向役員から会長が委託する。
 - (6) 平成27年4月1日より、平成26年度以降、執行部・監事及び各専門部の正副部長経験者は、本人の希望がない限り、各専門部の正副部長選出対象から除外するものとする。また、平成28年度以降の執行部・監事において2年以上の任期となった者は、その任期期間に応じ今後入学する生徒分に充当することを可とする。ただし、そのことで選出対象者がいない場合は、この限りではない。
2. 学年理事は学年ごとに若干名選出する。
3. 教職員選出役員は校長推薦により会長が委嘱する。

第 2 章 慶弔規定

第 2 条 本会の会員及び生徒に対し、慶弔の意を表すための規程は、次のとおりとする。

1. 教職員会員が結婚の場合……………5000円
2. 教職員会員が転退職した場合 在職5年未満……………3000円
在職5年以上……………5000円
3. 会員が死亡した場合……………5000円＋花輪等
4. 会員が病気・負傷により1ヶ月以上入院した場合……………5000円
5. 生徒が死亡した場合……………5000円＋花輪等
6. 生徒が病気・負傷により1ヶ月以上入院した場合……………5000円
7. 会員が被災（除軽微）した場合……………5000円
8. その他、会長が必要と認めたときは、副会長と協議のうえ、慶弔の意を表す。

第 3 章 会 計 規 定

第 3 条 旅費の支給については次のとおりとする。

1. 本会の会員が会長の指示により P T A 活動のために公共交通機関等の利用が必要となるときは、交通費を支給する。
2. 支給金額は公共交通料金に準ずるものとし、公共交通機関なき場合は実情を勘案して支給する。
3. その他必要に応じて運営委員会で協議のうえ支給する。

第 4 条 事業収益金の処理については次のとおりとする。

1. P T A 事業による収益金は、本会の運営を補助するため特別会計として積み立てる。
2. 積立金は前項の用途の他、学校運営上必要な費用として、運営委員会で協議のうえ支出することができる。

第 4 章 改 正

第 5 条 この細則は、運営委員会において、構成員の2分の1以上の賛成をもって改正することができる。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

付 則

本会則は、昭和58年5月12日から施行する。
本会則は、昭和63年4月28日から施行する。
本会則は、平成2年4月27日から施行する。
本会則は、平成7年5月6日から施行する。
本会則は、平成12年5月6日から施行する。
本会則は、平成13年5月1日から施行する。
本会則は、平成14年5月1日から施行する。
本会則は、平成15年5月2日から施行する。
本会則は、平成16年5月7日から施行する。
本会則は、平成17年5月6日から施行する。
本会則は、平成18年5月2日から施行する。
本会則は、平成19年5月11日から施行する。
本会則は、平成20年5月2日から施行する。
本会則は、平成23年5月2日から施行する。
本会則は、平成26年5月2日から施行する。
本会則は、平成27年4月28日から施行する。
本会則は、平成28年4月27日から施行する。
本会則は、令和4年5月16日から施行する。
本会則は、令和5年5月17日から施行する。
本会則は、令和6年4月30日から施行する。

鴻巣市立吹上中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、鴻巣市立吹上中学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。PTA活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法と周知)

第6条 本会は、鴻巣市立吹上中学校（以下、「本校」という）が保有している個人情報について、本校が本会の活動を推進する為に必要と認めた場合において、必要項目のみ個人情報の提供を受けることができるものとする。

- 2 本会が本校より個人情報を収集する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、取扱方法について、総会資料または通知などにより本会会員に周知する。
- 3 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。

- (1) 会費の請求・集金、管理

- (2) P T A活動に関する案内や資料、文書等の送付
- (3) 本会役員の選出、並びに本会役員名簿の作成と管理
- (4) 広報誌への掲載
- (5) 上記以外のP T A活動の充実や質の向上に資する事項

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また不要となった個人情報は、管理者立ち合いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 本会は、個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者情報を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く)から個人情報の提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対策を行う。

2 個人の権利利益を害するおそれが大きい漏えい等の事態が発生した場合等には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知をする。

(苦情の処理)

第 16 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 17 条 本会の「鴻巣市立吹上中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会もしくは運営委員会において改正する。運営委員会で改正を行った場合については、その結果を次期総会にて報告する。

附則 本規則は、令和 4 年 5 月 1 6 日より施行する。